

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	平成 23 年度以降の「子ども手当」に関する税制上の所要の措置		
税 目	所得税 国税徴収法		
要 望 の 内 容	<p>平成 22 年度の子ども手当（1.3 万円）については非課税となっているが、平成 23 年度に向けて、手当額の上乗せや、その一部を現物給付に充てる等の検討を行っており、予算編成過程における検討を踏まえ、所得税の非課税措置など税制上の所要の措置を講じる。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （－）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 急速に少子化が進展する中、次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する、また、子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会を形成していく観点から、次世代育成支援対策を推進する必要があり、その一つとして子育て家庭に対する経済的支援の充実を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 次世代育成支援対策を推進するため、平成 22 年度に引き続き子ども手当制度を創設する必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標3 子育て家庭の生活の安定を図ること 3-1 子育て家庭の生活の安定を図ること
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援し、他の施策とあいまって、子どもを安心して生み、育てることができる社会の構築に資するものであり、結果として少子化の流れを変えること等に資する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	子ども手当の充実 1兆7,375億32百万円(平成23年度概算要求額)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置が、子ども手当の支給及び本要望の前提となる。
	要望の措置の妥当性	子ども手当に課税した場合、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという子ども手当の趣旨や効果が損なわれる。 子ども手当制度は、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという観点から実施するものであり、子どもが健やかに育つ上での基礎的な部分を保障するものである。いわば子どもが健やかに育つ上でのセーフティネットであり、非課税措置等をすべきものである。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成22年度税制改正要望において、平成22年度における子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設を要望し、認められている。	